

参考資料18 既存の法令にみられる区分の事例

省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）			
エネルギー管理指定工場	第1種熱管理指定工場	年度の原油換算燃料等使用量	3,000kl以上
	第2種熱管理指定工場	"	1,500kl以上
	第1種電気管理指定工場	年度の電気使用量	1,200万kW以上
	第2種電気管理指定工場	"	600万kW以上
特定機器製造事業者等	乗用自動車	年間生産又は輸入量	2,000台以上
	エアコンディショナー	"	500台以上
	蛍光灯のみを主光源とする照明器具	"	30,000台以上
	テレビジョン受信機	"	10,000台以上
	複写機	"	500台以上
	電子計算機	"	200台以上
	磁気ディスク装置	"	5,000台以上
	貨物自動車	"	2,000台以上
	ビデオテープレコーダー	"	5,000台以上
	電気冷蔵庫	"	2,000台以上
	電気冷凍庫	"	300台以上

再生資源の利用促進に関する法律（抜粋）			
第1種指定事業者	自動車	年間生産量	25,000台以上
	ユニット型エアコン	"	50,000台以上
	テレビ（液晶式）	"	10,000台以上
	"（その他）	"	50,000台以上
	電気冷蔵庫	"	50,000台以上
	電気洗濯機	"	50,000台以上
	電動工具	"	10,000台以上
	パソコン	"	10,000台以上
	コードレスホン	"	2,000台以上
	自動車電話用通信装置	"	3,000台以上
	MCAシステム用通信装置	"	1,000台以上
	簡易無線用通信装置	"	1,000台以上
	アマチュア無線機	"	1,000台以上
	ワープロ	"	10,000台以上
	ビデオカメラ	"	10,000台以上
	ヘッドホンステレオ	"	10,000台以上
	電気掃除機	"	10,000台以上
	電気かみそり	"	10,000台以上
	電気歯ブラシ	"	10,000台以上
	家庭用電気治療器	"	10,000台以上
	電動式自動車玩具	"	10,000台以上
第2種指定事業者	（生産・供給量要件なし）		
第3種指定事業者	粗鋼又は鉄鋼生産量が、年間3000トン以上の製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業		
	電力供給量が年間1億2000万kW以上の電気業 施工金額年間50億円以上の建設業		

PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）（抜粋）

第一種指定化学物質等取扱事業者	金属鉱業	次のいずれかに該当する事業者のうち、当該事業者による第一種指定化学物質の取扱量等が政令で定める要件（年度における取扱量が、第一種指定化学物質：1t以上、特定第一種指定化学物質：0.5t以上等）に該当する事業者 1. 第一種指定化学物質の製造の事業を営む者、業として第一種指定化学物質等を使用する者その他業として第一種指定化学物質等を取り扱う者 2. 上記以外の者で、事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれる者
	原油及び天然ガス鉱業	
	製造業	
	電気業	
	ガス業	
	熱供給業	
	下水道業	
	鉄道業	
	倉庫業	
	石油卸売業	
	鉄スクラップ卸売業	
	自動車卸売業	
	燃料小売業	
	洗濯業	
	写真業	
	自動車整備業	
	商品検査業	
	計量証明業	
	一般廃棄物処理業	
	産業廃棄物処理業	
	高等教育機関	
	自然科学研究所	

水質汚濁防止法（抜粋）

特定施設	豚房施設	総面積	50m ² 以上
	牛房施設	総面積	200m ² 以上
	馬房施設	総面積	500m ² 以上
	浄水施設のうち沈でん施設、ろ過施設	浄水能力	10,000m ³ /日以上
	共同調理場のちゅう房施設	総床面積	500m ² 以上
	弁当仕出屋又は弁当製造業のちゅう房施設	総床面積	360m ² 以上
	飲食店のちゅう房施設	総床面積	420m ² 以上
	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店のちゅう房施設	総床面積	630m ² 以上
	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等のちゅう房施設	総床面積	1,500m ² 以上
	病院のちゅう房施設、洗浄施設、入浴施設	病床数	300以上
	地方卸売市場の卸売場、仲卸場	総床面積	1,000m ² 以上
	自動車分解整備事業の洗車施設	総面積	800m ² 以上
	し尿処理施設	処理対象人員	500人以上

工場立地法	
特定工場	敷地面積9000m ² 以上、建築面積3000m ² 以上

大規模小売店舗立地法	
大規模小売店舗	店舗面積1000m ² 以上

中小企業基本法	
中小企業者	資本金1億円以下並びに従業員300人以下の工業、鉱業、運送業等事業者
	資本金1千万円以下並びに従業員50人以下の小売業、サービス業事業者
	資本金3千万円以下並びに従業員100人以下の卸売業事業者

小規模企業共済法	
小規模企業者	従業員20人以下の工業、鉱業、運送業等事業者
	従業員5人以下の商業、サービス業事業者